15　法第七十条の二の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この項において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日における当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二　前号の結婚・子育て資金管理契約に係る贈与者の氏名

三　第一号の結婚・子育て資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該結婚・子育て資金管理契約が法第七十条の二の三第十一項第二号に掲げる事由により終了した場合にあつては、当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四　第一号の結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額及び法第七十条の二の三第十項第二号に規定する結婚・子育て資金支出額（結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時までに施行令第四十条の四の四第十九項後段の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のもの）

五　第二号の贈与者が第一号の結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した場合にあつては、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死亡した年月日及び法第七十条の二の三第十項第二号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

六　第一号の結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て資金非課税申告書等、施行令第四十条の四の四第二十七項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書又は同条第三十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を提出した税務署の名称及び提出年月日

七　施行令第四十条の四の四第十五項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時においてまだ第六項第一号に定める書類の提出がなく、かつ、同条第十五項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第十九項前段の規定により結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額

八　その他参考となるべき事項

16　法第七十条の二の三第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　税務署長が法第七十条の二の三第十五項第一号に掲げる事実を知つた場合　次に掲げる事項

イ　受贈者が法第七十条の二の三第二項第一号に規定する結婚・子育て資金（イにおいて「結婚・子育て資金」という。）の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていない旨

ロ　イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ　イの結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額

ニ　その他参考となるべき事項

二　税務署長が法第七十条の二の三第十五項第二号に掲げる事実を知つた場合　次に掲げる事項

イ　受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書等が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出された旨又は受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が千万円を超えている旨

ロ　イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ　その他参考となるべき事項

17　取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の四第四十項に規定する帳簿並びに同条第四十一項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならない。

18　施行令第四十条の四の四第四十三項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の書式は、別表第十二㈠から別表第十二㈤までによる。

19　施行令第四十条の四の四第四十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の様式は、別表第十二㈥による。

20　国税庁長官は、別表第十二㈥の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

21　施行令第四十条の四の四第四十一項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、これらの申告書に、当該取扱金融機関の法人番号を付記するものとする。

第二十三条の六第五項第一号に次のように加える。

ホ　施行令第四十条の五第四項第五号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ヘ　施行令第四十条の五第四項第六号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ト　施行令第四十条の五第四項第七号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

チ　施行令第四十条の五第四項第八号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

第二十三条の六第五項第二号中「ニまで」を「チまで」に改め、同条第六項中「第九項」を「第九項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同条第九項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「(4)に」を「(3)に」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(4)を同号イ(3)とし、同号ロ(1)中「(1)、(3)及び(4)に掲げる」を「に定める」に改め、同号ロ(3)中「及び当該住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同号ハ(1)中「イ(1)及び(4)に掲げる」を「イ(2)を除く。）に定める」に改め、同号ハ(4)中「及び(3)」を削り、同項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)中「(4)に」を「(3)に」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「(2)を除く。）」を削り、同号ロ(3)中「及び当該既存住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同項第三号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(4)を同号イ(3)とし、同号イ(5)を同号イ(4)とし、同号ロ(1)中「(2)を除く。）」を削り、同号ロ(3)中「及び当該増改築対象家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同号ハ(1)中「(5)に」を「(4)に」に改め、同号ハ(4)中「から(4)まで」を「及び(3)」に改め、同条第十項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第二十三条の九第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　法第七十条の七第四項及び施行令第四十条の八第十五項に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、これらの規定に規定する特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等（株式又は出資をいい、議決権に制限のないものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一　認定贈与承継会社が合併により消滅した場合　当該合併により経営承継受贈者が取得をした当該合併により存続する会社又は設立する会社の株式等

二　認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合　経営承継受贈者が取得をした当該他の会社の株式等

三　認定贈与承継会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てをした場合　当該認定贈与承継会社に係る特例受贈非上場株式等及び当該株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てにより経営承継受贈者が取得をした当該特例受贈非上場株式等に対応する株式